

日印特許審査ハイウェイ（PPH）の申請について

2019年11月29日
JETRO ニューデリー

2019年11月29日、日本国特許庁(JPO)とインド特許意匠商標総局(CGPD TM)は、日印特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)に関する手続ガイドラインを両庁ウェブサイトで公表した。これによれば、同年12月5日より、両庁はPPHに関する申請受理を開始する。

同年11月21日、両庁はPPHに最終合意しており、同年12月上旬にPPH申請の受理を開始するとしていた。PPHのような二国間の早期審査協力はインドで初の試みであり、このPPHをインドで活用することにより、インドにおける特許審査待ち期間が短縮され、審査請求から1年半以内の特許権取得が見込まれる。

～主な日印特許審査ハイウェイ(PPH)の概要～

期間（試行） : 3年
件数制限 : 日印それぞれ年間100件の申請まで

（インドにPPH申請する場合）

技術分野 : 制限あり（PPHに係る早期審査中にPPH対象技術外と判断される場合もある）
件数制限 : 同一出願人（共同出願の場合も含む）から年間10件まで
申請手数料 : あり（早期審査手数料として）
申請方法 : 電子提出が必須
申請時期 : インド出願の出願日又は優先日から48か月以内の申請

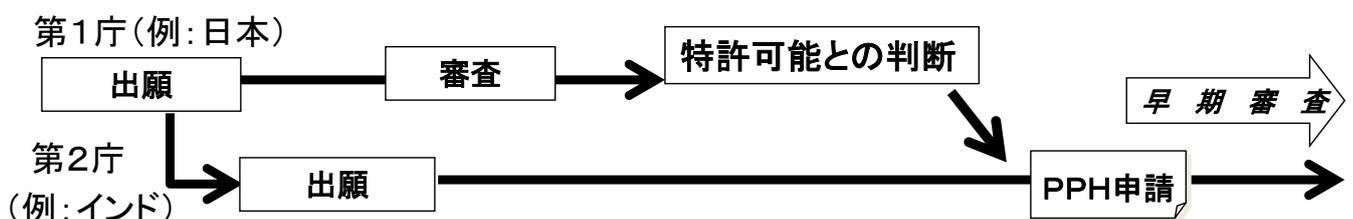
上記項目の詳細や、PPH申請する出願の要件、提出書類等については、

- ✓ PPH手続ガイドライン¹
 - ✓ インド改正特許規則（2019）²
- をご参照ください。

参考：特許審査ハイウェイ(PPH)とは？

PPHとは、ある国で特許権を取得可能と判断された出願に対し、後続の他国において簡易な手続で早期に審査を受けることができる枠組み。インドにおいても、新たに導入されたPPHを利用することにより、早期審査を簡素な手続きで申請することができる。

PPHの申請イメージ：



¹ https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

² http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/569_1_The_Patent_Amendment_Rules_2019_.pdf